

会 議 録

会 議 名	嵐山町子ども・子育て会議					
開 催 日 時	令和8年8月5日（水）	開 会	午後1時30分			
		閉 会	午後2時30分			
開 催 場 所	嵐山町役場 町民ホール					
会 議 次 第	1. 開 会 2. 委嘱状交付 3. あいさつ 4. 議題 (1) 嵐山町こども計画令和7年度事業計画評価について (2) 嵐山町こども計画代用計画について (3) その他 5. 閉 会					
公開・非公開の別	公 開		傍聴者数	0 人		
非公開の理由 (非公開の場合)						
委員出欠状況	会 長	田中 恵子	出	委 員	宮下 暢郎	出
	副会長	馬場 聖子	出	委 員	柴原 来禄	出
	委 員	清水 千賀	出	委 員	田畑 茂夫	欠
	委 員	片桐 朋子	出	委 員	吉井 大輔	欠
	委 員	佐藤浩一郎	出	委 員	新井 吉孝	欠
	委 員	関根あすか	欠	委 員	田邊由香里	出
	委 員	池亀 竜行	出	委 員	山地 綾子	出
	委 員	池亀 聡美	出	委 員	新井雅咲子	出
	委 員	遠藤 恵美	出	出席者13人 欠席者4人		
事 務 局	福祉課長 太田 直人			福祉課副課長 吉田 信子		
	福祉課 小林 綾乃					

次 第	顛 末
1 開 会	太田課長
2 委嘱状交付	机上交付 新任の方（6名）の紹介
3 あいさつ	田中会長
4 議 題	（議長） （1）嵐山町こども計画令和7年度事業計画評価について事務局より説明を求めます。 （事務局） 令和7年度に新たに嵐山町こども計画が策定となり、今年度が初めての事業評価となる。令和7年度嵐山町こども計画事業評価調書（こども計画中第4章施策の展開の部分）については会議時間短縮のために事前配布し、質疑書を提出いただくこととした。提出いただいた質疑等について、質疑一覧に沿って順次説明回答したい。 基本目標4 幼児期の教育・保育、および地域における子育て支援の充実 (3)地域子ども・子育て支援事業の推進 ⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ・P95 ⑱乳児等通園支援事業に対して、場所の確保や定員などは決まっているのか （福祉課） 令和8年度より全国一斉施行。嵐山町では4月より事業を開始、子育てサロンレピにて毎週火曜日定員1名で実施している。 第6章計画の推進体制と進捗管理 2 教育保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保 (3)認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携方策 ・P97（3）連携方策に対し、幼稚園、小学校の垣根を取り払い、連携する事で教育の向上を図ると書いてありますが、福祉課などにも情報の連携はしてあるのか （福祉課） 具体的な施策は、こども計画・第4章・基本目標1 ライフステージに応じた支援・（2）乳幼児期～学童期の支援の「小学校と幼稚園、保育所との連携」（P52）にて記載しております。各種相談事業等を通じて、小学校と幼稚園、又は保育所との連携がされており、必要に応じて担当課とも連携して対応しております。 （議長） 事前に出された2つの質問に関しては、回答について説明いただいた。このことについて質問などがありますか。 質疑なし

(事務局)

第5章子ども・子育て支援事業計画の評価について

資料「令和7年度事業評価報告（子ども・子育て支援事業計画）」に基づき順に説明

- ・評価方法の説明
- ・令和7年度の実績値と事業の説明
- (2) 教育保育・保育施設の充実
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の推進

(議長)

子ども・子育て支援事業計画の実績値と事業評価の報告がございました。ただいまの説明について質問等はございますか。

(委員)

本町での実施実績はありませんとの評価が4つあるが、どのような状況なのか。事業の実施あるが、利用がなかったということなのか

(事務局)

利用実績がないため、実施実績なしとした。

(福祉課長)

(3) ④子育て短期支援事業について、令和7年度からの新規事業。事業所と契約をしたが利用がなかった。この事業を使う状況のご家庭がなかったためと考えられる。

(3) ⑨病児・病後児保育事業については、⑩ファミリー・サポート・センター事業で対応している。

(議長)

体制は整っているとの説明をいただいた、他に質問はございますか

質疑なし

(議長)

(1) についてはご理解いただいたという事でよろしいか。

(委員)

承認（異議なし）

(議長)

(2) 嵐山町こども計画代用計画について事務局より説明を求めます。

(事務局)

嵐山町こども計画代用計画について説明

- ・代用計画作成の経緯
- ・代用計画の内容
- ・乳児等通園支援事業の「量の見込み」と「確保方策」算出方法
- ・今後の計画について

(議長)

代用計画について具体的に示されたが、ご質問等ございますか

(福祉課長)

このこども計画は令和6年度末、令和7年3月に策定。嵐山町は比較的早

い時期に策定している。自治体によっては令和7年度に策定したところもある。こども計画はこども基本法に基づいた計画、従前からあった子ども・子育て支援事業計画（第5章の部分）等が内包されている。先ほど代用計画として説明のあった「こども誰でも通園制度」は令和7年の計画策定時には具体的な見通しが立たない状況で、モデル事業のみ実施していた。令和7年9月に代用計画策定でも可能との通知があったため、こども計画策定済みの嵐山町は計画の変更ではなく、代用計画を策定することとなった。「こども誰でも通園制度」は、昨年度中は補助事業であったが、今年の4月からは一般の保育所利用と同様に給付事業に変更され、全国一斉に実施する事業となった。保護者の就労を問わず、保育園・幼稚園等を利用していない0, 1, 2歳が受入れ対象児童。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを制度の目的としており、親の都合で預ける一時預かりとは異なる。今年4月から開始しているが、6月末現在で利用者はいない。国のシステムを活用した制度で、利用者が住んでいる自治体で登録をして全国の自治体の施設を利用することができる。受入れ施設がなく、他の自治体と共同で行っているところもあるようだ。嵐山町は、令和6年度から一時預かりも行っている子育てサロンレピで認可を受け事業を実施している。

（議長）

嵐山町は近隣に先駆けて、こども計画を策定した。こども誰でも通園制度が後となるため、代用計画を策定となった経緯を説明いただいた。ただいまの件についてご質問などがありますか？

（委員）

お知らせなどはどのように行っているのか

（事務局）

こども誰でも通園制度のサイトに登録して利用する。そちらで利用可能の施設などがわかるようになっている。

（委員）

親の都合で預けられないとのことだが、使い勝手はどうなのか？評価は？

（福祉課長）

もともと一時預かり制度が存在している。令和6年度から火・水曜は子育てサロンレピ、木・金曜は駅舎にある嵐丸ひろばを活用して一時預かり保育を実施している。もとは待機児童対策としていたが、現在は親のレスパイト的な要素の利用もある。いっぽうで、こども誰でも通園制度は就労要件を問わないがこどものための利用となっている。利用時間に上限があったり、一時預かり制度でまかなえているところもあるので、利用されにくいと感じる。こどもを集団保育に慣れさせるなど、本来の制度目的で利用するには2時間程度の利用は十分かと思う。事務的には多少使いにくさは感じる。

（委員）

対象児童の0, 1, 2歳児の待機はいないという解釈でよいか

（福祉課長）

待機はいない。0, 1, 2歳児は一番大変な年齢、そのため対象児童を限定している。

（議長）

幼稚園やこども園などでも教育要領など改訂が行われている。今まではな

かった0歳から、幼児というのが出てきたと感じる。継続して、小中へと一貫した指導ができればと感じた。

(委員)

こども誰でも通園制度の利用要件について再度確認したい

(福祉課長)

4月から全国一斉実施の制度、こどもが集団制度に慣れるようにというのが趣旨。保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的

- ・一時預かりとこども誰でも通園制度の違いについて説明

(委員)

母親が情報収集する場である幼稚園や広場で広報をするとよいと感じた

(議長)

議題(2)についてご理解いただけたか?

(委員)

承認(異議なし)

(議長)

(3) その他について委員の皆様から何かございますか?

(委員)

制度についての意見などは、この会議でもできるのか

議会での承認が必要になってくるのか

(福祉課長)

実施しなければならない事業と実施が望ましい事業とがある、事業実施にあたって予算や条例に関しては議会の議決が必要になってくる。事業実施については自治体規模によって違ってくる。

- ・子ども・子育て会議の役割について説明

(委員)

この会議の立ち位置について

(福祉課長)

子ども・子育て会議条例の説明

(委員)

いろいろな立場の方が参加されている、今後も、子ども・子育て会議でこどもに関する制度について諮っていただけたらよいと思う

(議長)

嵐山町は、こども計画策定時に子どもの意見を求めて計画を作っている。ご意見ご質問にあったように、こどもまんなかを大事にしていっていただきたい。

(議長)

事務局からその他について

(事務局)

- ・本日の報酬、費用弁償については8月25日に振込予定。
- ・会議録署名委員については清水委員、片桐委員にお願いしたい旨を説明。

	了承された。 (議長) 以上ですべての議題について終了いたしました。 ありがとうございました。
4 閉 会	太田課長
上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。 令和 8 年 8 月 26 日 署名委員 <u>清水 千帆</u> 令和 8 年 8 月 26 日 署名委員 <u>片桐 朋子</u>	